

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

臓器移植の推進につきましては、日頃からご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）につきましては、原則として公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）から施行されることとなっておりますが、親族への臓器の優先提供に関する規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）から施行されることとなっております。

この親族への臓器の優先提供に関する規定の施行に伴い、今般、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第3号）が公布され、優先提供の意思表示がなされていた場合には、脳死判定の記録等にその旨を記載すること等が定められました。

また、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」についても改正が行われ、その中で、親族優先提供に係る親族関係の確認等について定めが置かれました。

脳死判定の記録等につきましては、これまで記載すべき内容を盛り込んだ書式例を参考としてお示ししてきたところですが、今般、別添1のとおり、「脳死判定記録書式例」、「臓器摘出記録書式例」及び「臓器のあっせん帳簿書式例」を改めるとともに、「親族優先提供に係る親族関係確認書書式例」を定めました。

「脳死判定記録書式例」及び「臓器摘出記録書式例」については、親族に対する優先提供の意思表示の有無の欄を追加し、当該意思表示を行った書面の写しを添付することとしています。また、「臓器のあっせんの帳簿書式例」には、優先提供の意思を表示した書面の写し、及び臓器提供者と移植術を受けた者との親族関係を明らかにする書類を添付する旨を追加しています。

今回の改正を含めた最新の書式例全体を別添2として同封しておりますので、貴管内の医療機関への説明等においてご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

時節柄御自愛の程お祈り申し上げます。

敬 具

平成22年1月14日

厚生労働省健康局
疾病対策課臓器移植対策室長

各 { 都道府県
指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿
中核市